

## 横浜市保育所委託費経理等取扱要綱

制 定 平成 23 年 3 月 31 日 こ保運第 3380 号  
最近改正 令和 3 年 10 月 28 日 こ保運第 976 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は横浜市において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項本文の規定による保育の実施を行った場合における子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 1 項に規定する費用の経理等の取扱を定めることを目的とする。

### (委託費の使途範囲)

第 2 条 委託費（子ども・子育て支援法附則第 6 条第 1 項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費をいう。以下「委託費」という。）のうち人件費については、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出するものであり、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に直接必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出するものであり、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、適切な保育所の運営が確保されており、かつ、次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分に関わらず、当該保育所を経営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができる。

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)が遵守されていること。
- (2) 委託費に係る交付基準及びそれに関する厚生省児童家庭局長通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- (3) 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等、人件費の運用が適正に行われていること。
- (4) 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- (5) 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されてい

- るなど、児童の処遇が適切であること。
- (6) 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。
- (7) その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託費については、第2項に規定する要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができる。
- (1) 人件費積立資産（人件費の類に属する経費に係る積立資産）
- (2) 修繕積立資産（建物及び建物附属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立資産）
- (3) 備品等購入積立資産（業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するための積立資産）
- なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前にこども青少年局長に協議し、承認を得た上で使用できるものとする。
- 4 第1項の規定に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、第2項に規定する要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、委託費を第2項に規定する経費又は第3項に規定する積立資産への積立支出に加え、横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱に定める処遇改善等加算の基礎分（以下、「処遇改善基礎分」という。）として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等（保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表2に規定する経費等に充てることができる。また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分に「保育所施設・設備整備積立資産支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。
- 5 第4項に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関して以下の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、処遇改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条に規定する地域・子ども子育て支援事業及び同法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成を受けた企業主導型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及

び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号)別表3に掲げる施設をいう。)に係る別表4に掲げる経費等に充てることができる。

また、当該会計年度において、委託費の3か月分(当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額)に相当する額の範囲内(第4項の処遇改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分(以下「改善要件分」という。)を除く。)まで、委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができる。また、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出するものとする。

- (1) 社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表又は学校法人会計基準に基づく収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計の基準による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号。以下「児発295号通知」という。)に定める賃借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する計算書類(以下「計算書等」という。)を、保育所に備え付け閲覧に供している(ホームページ等で公表していることが望ましい)。
  - (2) 毎年度、次のア又はイが実施されていること。
    - ア 第三者評価受審加算の認定を受け、その受審結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。
    - イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号)により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めている。
  - (3) 処遇改善等加算の賃金改善要件(キャリアパス要件を含む。以下同じ)を満たしていること。
- 6 第1項に関わらず、委託費については、第5項に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができる。
- (1) 人件費積立資産
  - (2) 保育所施設・設備整備積立資産(建物・設備及び機械器具等備品の整備・

修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産)

なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前にこども青少年局長(当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会)においてその目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、承認を得た上で使用できるものとする。

(処遇改善加算の取扱い)

第3条 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについて(平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)」による、処遇改善等加算Ⅰの賃金要件分及び処遇改善等加算Ⅱについては、職員の賃金改善に充てることとされているが、当該通知のⅣの1の(2)のアの(ク)及び2の(2)のクにより、複数の施設を運営する事業者が、同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、第1条によらず、横浜市処遇改善等加算取扱要領(平成27年4月1日こ保運第1号(副市長決裁))の定めによる。

(前期末支払資金残高の取扱い)

第4条 保育所は、前期末支払資金残高の取り崩しにあたり、事前にこども青少年局長に協議を行い、承認を得た上で、使用できるものとする。

なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計(予算額)の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないものとする。

2 前期末支払資金残高については、第2条第5項の要件を満たす場合には、あらかじめこども青少年局長(当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会)の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであるため、当該年度の委託費収入の30%を限度とする。

- (1) 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費
  - (2) 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費
  - (3) 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費
- 3 企業会計の基準による会計処理をおこなっている者の支払資金は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1 年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。

（委託費の管理・運用）

第 5 条 委託費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実にかつ換金性の高い方法により行わなければならない。

- 2 委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の他の事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認めるものとする。なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の他の事業区分以外への貸借は一切認められない。

（委託費の経理等について）

第 6 条 会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。また、社会福祉法人会計基準（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号）もしくは保育所を運営する法人が採用する会計基準に基づく会計処理を行うものとし、決算に際しては、施設拠点ごとの計算書等並びに附属明細書を毎会計年度終了後 3 か月以内に作成しなければならない。なお、委託費等の経理等について、こども青少年局長及び区福祉保健センター長は、指定した時期に保育所の設置者及び施設長に対し、次の各号に定める書類の提出を求めるとともに、必要な調査を行うことができる。

- (1) 別表 6 に定める保育所の計算書等及び附属明細書
- (2) 社会福祉法人会計基準以外の会計基準に基づく場合、もしくは社会福祉法人会計基準であっても提出する計算書類が以下のいずれかに該当する場合は、別表 7 に定める資金収支計算分析表
  - ア 第 2 条第 4 項による別表 2 の経費等への支出の合計が処遇改善基礎分

を超えている場合

イ 第2条第5項による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が処遇改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合

ウ 保育所に係る拠点区分から、第2条から第5条までに定める以外の支出が行われている場合

エ 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積み立て支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合

2 こども青少年局長は、第2条から第5条までに定める以外の支出が行われており、指定する期限までに設置者が是正しない場合は、当該事実が判明した年度の4月から3月までの間、改善基礎分全額について加算を停止する。なお、翌年度以降も改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられたと認められる年度までの間で必要と認める期間、改善基礎分全額を停止する。

3 こども青少年局長は、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められ、改善措置が講じられない場合は、当該事実が判明した月から改善措置が講じられたと認められる月まで、改善基礎分の管理費若しくは人件費相当分又はその両者を減じるとともに、新規入所児童の委託を停止することができるものとする。

4 こども青少年局長は、前2項において、翌年度においても改善措置が講じられない場合は、改善を命ずることができるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定める取扱は、委託費について適用されるものであり、委託費以外の収入については適用されないものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年度までの間、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号）に規定する会計基準により財務諸表を作成する場合については、用語については以下のとおり読み替えるものとする。

(1) 積立預金→積立資産

(2) 施設経理区分→施設拠点区分（運営費支弁対象施設以外の事業が同一の

拠点区分に含まれている場合には、サービス区分)

- (3) 資金収支内訳表→事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支明細書
- (4) 特別会計→事業区分
- (5) 会計単位→事業区分
- (6) 収支計算分析表について
  - ア 職員俸給→職員給与支出
  - イ 職員諸手当→職員賞与支出
  - ウ 非常勤職員給与→非常勤職員給与支出
  - エ 退職共済掛金→退職給付支出
  - オ 法定福利費→法定福利費支出
  - カ 福利厚生費→福利厚生費支出
  - キ 旅費交通費→旅費交通費支出
  - ク 研修費→研修研究費支出
  - ケ 印刷製本費→印刷製本費支出
  - コ 水道光熱費→水道光熱費支出
  - サ 燃料費→燃料費支出
  - シ 修繕費→修繕費支出
  - ス 通信運搬費→通信運搬費支出
  - セ 会議費→会議費支出
  - ソ 広報費→広報費支出
  - タ 業務運営費→業務運営費支出
  - チ 手数料→手数料支出
  - ツ 損害保険料→保険料支出
  - テ 賃借料→賃借料支出
  - ト 雑費→雑費支出
  - ナ 給食費→給食費支出
  - ニ 保健衛生費→保健衛生費支出
  - ヌ 保育材料費→保育材料費支出
  - ネ 水道光熱費→水道光熱費支出
  - ノ 燃料費→燃料費支出
  - ハ 消耗品費→消耗品費支出
  - ヒ 器具什器費→器具什器備品
  - フ 雑費→雑支出
  - ヘ 積立預金→積立資産
  - ホ 土地・建物賃借料→土地・建物借

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年3月31日(平成26年度決算)までの間は、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号)によらず、従来の会計処理によることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 1 月 21 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 26 年度末時点で私立保育所として運営していた施設で、平成 27 年度以降も引き続き私立保育所として運営する施設における平成 26 年度末時点の保育所運営費を財源とした各種積立資産及び支払資金残高については、平成 27 年度以降においても、引き続き、本要綱に基づく運用を行う。

3 平成 28 年 3 月 31 日（平成 27 年度決算）までの間は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日雇児 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号）により諸表を作成する場合は、用語について以下のとおり読み替えるものとする。

(1) 保育所運営費収入→委託費収入

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 10 月 28 日から施行する。

## 別表 1

- 1 「延長保育事業の実施について」(平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号。以下「雇児発第 10 号」という。)に定める延長保育促進事業及びこれらと同様の事業と認められるもの
- 2 「一時預かり事業の実施について」(平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号雇児発 0717 第 11 号。以下「雇児発第 11 号」という。)に定める一時預かり事業  
ただし、当分の間は平成 21 年 6 月 3 日雇児発第 0603002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含む
- 3 乳児を 3 人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- 4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成 26 年 5 月 21 日雇児発 0529 第 18 号。以下「雇児発 18 第号」という。)に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和 39 年法律第 134 号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)の受入れ
- 6 「家庭的支援推進保育事業の実施について」(平成 25 年 5 月 16 日雇児発 0516 第 5 号)に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 休日保育加算の対象施設
- 8 「病児保育事業の実施について」(平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号)に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

## 別表 2

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下 2 及び 3 において同じ。)
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

## 別表 3

- 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費(子育て支援事業に必要なものに限る。以下 2 において同じ。)

- 2 1の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

#### 別表 4

- 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

#### 別表 5

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（保育所を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

#### 別表 6 提出を求める施設拠点ごとの計算書等及び附属明細書

- 1 社会福祉法人会計基準  
社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）に定める資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び附属明細書
- 2 学校法人会計基準
  - (1) 学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成27年3月30日文科科学省令第13号）に定める資金収支計算書及び資金収支内訳表、貸借対照表及び附属明細書（社会福祉法人会計基準に基づく様式もしくはこれに相当するもの）
  - (2) 社会福祉法人会計基準に基づく附属明細書もしくはこれに相当するもの
    - ア 借入金明細書
    - イ 補助金事業等収益明細書
    - ウ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
    - エ 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
    - オ 積立金・積立資産明細書
    - カ 固定資産台帳
- 3 企業会計の基準による場合
  - (1) 損益計算書、貸借対照表及び財産目録
  - (2) 社会福祉法人会計基準に基づく附属明細書もしくはこれに相当するもの

- ア 借入金明細書
  - イ 補助金事業等収益明細書
  - ウ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
  - エ 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書
  - オ 積立金・積立資産明細書
  - カ 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書
  - キ 固定資産台帳
- 4 これ以外の会計基準により会計処理を行っている場合  
社会福祉法人会計基準に定める計算書類及び附属明細書に相当するもの

別表7 資金収支計算分析表 (様式別添)

年度 資金収支計算分析表

法人名

施設名

取 入		支 出		差引過△不足額(①-②)
科 目	金額①	科 目	金額②	
1. 委託費等資金収支				(単位:円)
(1) 人件費(改善基礎分を除く)	0	19. 人件費支出	0	
(2) 事業費		(1) 職員給料支出		
(3) 管理費(改善基礎分及び賃借料加算分を除く)		(2) 職員賞与支出		
2. 利用者等利用料収入		(3) 非常勤職員給与支出		
3. 私的契約利用料収入		(4) 派遣職員費支出		
4. その他の事業収入(補助金事業収入等)		(5) 退職給付支出		
5. 経常経費寄附金収入		(6) 法定福利費支出		
6. 受取利息配当金収入		20. 事業費支出	0	
7. 人件費積立資産取崩収入(15を除く)		(1) 給食費支出		
8. 修繕積立資産取崩収入(15を除く)		(2) 保健衛生費支出		
9. 備品等購入積立資産取崩収入(15を除く)		(3) 保育材料費支出		
10. 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入(15を除く)		(4) 水道光熱費支出		
		(5) 燃料費支出		
		(6) 消耗器具備品費支出		
		(7) 保険料支出		
		(8) 賃借料支出		
		(9) 車輦費支出		
		(10) 雑支出		
		21. 事務費支出	0	
		(1) 福利厚生費支出		
		(2) 職員被服費支出		
		(3) 旅費交通費支出		
		(4) 研修研究費支出		
		(5) 事務消耗品費支出		
		(6) 印刷製本費支出		
		(7) 水道光熱費支出		
		(8) 燃料費支出		
		(9) 修繕費支出		
		(10) 通信運搬費支出		
		(11) 会議費支出		
		(12) 広報費支出		
		(13) 業務委託費支出		
		(14) 手数料支出		
		(15) 保険料支出		
		(16) 賃借料支出		
		(17) 保守料支出		
		(18) 雑支出		
		22. 人件費積立資産支出		
		23. 修繕費積立資産支出		
		24. 備品等購入積立資産支出		
		25. 保育所施設・設備整備積立資産支出		
1から10までの小計	0	19から25までの小計	0	0
11. 委託費収入のうち改善基礎分		26. 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出		
12. 委託費収入のうち賃借料加算分		27. 土地・建物賃借料支出		
13. 借入金利息補助金収入		28. 租税公課支出		
14. 施設整備等補助金収入 (施設設備整備資金借入金償還補助金を含む)		29. 支払利息支出		
15. 26及び27の経費に係る積立資産取崩収入		30. 設備資金借入金元金償還支出		
16. 施設整備等寄附金収入		31. 拠点区分間繰入金支出のうち施設の整備等に係る支出		
17. 設備資金借入金収入				
18. 拠点区分間繰入金収入				
11から18までの小計	0	26から31までの小計	0	0
合 計 (1)	0	合 計 (2)	0	0
当期資金収支差額 (3) = (1) - (2)				0
前期末支払資金残高 (4)				0
当期末支払資金残高 (5) = (3) + (4)				0
(注) 必要に応じて、科目を追加して差し支えない。				
2. 貸借対照表				(単位:円)
貸借対照表から計算される当期末支払資金残高 (6)				
上記(5)と(6)の差異 (7) = (5) - (6)				0
差異が生じた理由:				